

求人（2023 年度採用）のご案内

募集内容

正規職員（児童指導員・保育士）※新卒、既卒不問

採用試験日 月 日（日）13:00-

- ・提出書類（事前にご連絡の上、次の書類をお送りください）
- ・履歴書（写真貼付）
- ・資格証明書（又は見込み証明書）
- ・卒業証明書（3 月まで学生だった場合）
- ・職務経歴書（職務経験がある方のみ）

※証明書類が間に合わない場合はご相談ください

書類の送り先

〒231-0862 横浜市中区山手町 68 番地 聖母愛児園 採用担当 久保宛

資格要件について（いずれか）※2023 年 4 月 1 日時点で取得見込みの方を含む

保育士・社会福祉士・精神保健福祉士・社会福祉主事・児童指導員任用資格・学校教育法の規定による（幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の）教諭となる資格を有するものであって、都道府県知事が適当と認めた者。

給与・その他につきましては求人票をご覧ください。

ご不明なこと等ございましたら直接お問い合わせください。

問い合わせ先（聖母愛児園 採用担当 久保）

Email：info-sa@seiboaijien.com

メールでお問い合わせをいただく際はこちらからの返信メール（PC メール）が受け取れるアドレスから送信してください。また数日たっても返事がない場合は電話でその旨お知らせください。（携帯電話のメールアドレスは使用不可）

電話：045-662-8338

求 人 票（2023 年度中途採用）

施設の情報

事業所名	聖母愛児園	施設の種別	児童養護施設	施設長名	三嶋 充裕
設置経営主体	社会福祉法人キリスト教児童福祉会			代表者名	三藤 省三
所在地	〒231-0862 横浜市中区山手町 68 番地 電話番号 045-662-8338 http://seiboaijien.com/	最寄り駅	みなとみらい線：元町中華街駅から徒歩 10 分 JR 根岸線：石川町駅から徒歩 16 分		
		職員数	62 名 （内女性 41 名・男性 21 名） ※2023 年 4 月 1 日現在		

募集内容

募集形態	1. 正規職員 2. 非常勤職員	職種	保育士 児童指導員	採用人数	数名
年齢	20 歳～64 歳	雇用期間	定めなし 定めあり（ 年 月～ 年 月まで）		
試用期間	入職後 3 ヶ月間	就業開始日	応相談		
就業場所	事業所所在地と同じ	仕事の内容	児童養護施設における入所児童の生活支援・関係機関との連携		
必要な経験と資格	必要資格（保育士・児童指導員任用資格・社会福祉主事・社会福祉士・幼稚園教諭、小中学校教員免許、他）・経験不問				
必要学歴	高卒以上 ※新卒既卒不問	提出書類	履歴書（写真貼付）/資格取得証明書（写）/職務経歴書（職務経験ある場合）		
選考方法	書類選考・面接・筆記試験（作文）				
選考日	随時				
書類提出締切日	ホームページの問い合わせフォームまたは電話でご連絡の上、郵送で提出してください。				
その他	施設見学、業務説明もいたします。ご不明な点は採用担当(久保)までご連絡ください。 遠方の方はリモートでの業務説明、面接も出来ますのでご相談ください。				

賃金

賃金形態	月給 時間給 日給 年俸		
基本給	¥ 199,400～（2 年制の短大、専門卒） ¥ 206,700～（3 年制の短大、専門卒） ¥ 213,590～（大卒）		
定期支払手当等	業務手当：¥7, 000 / 処遇改善手当①・②：¥14, 000		
その他の手当	通勤手当：～¥20, 000（公共交通機関等を使って通勤する場合） / 住宅手当：～¥26, 000（賃貸住宅を契約している場合） / 扶養手当：配偶者¥13, 000・子¥6, 500～		
賃金締め日	毎月末日	給与支給日	当月 25 日
昇給の有無	有 無	前年度昇給金額実績	¥5, 000（平均）
賞与	年 2 回（6 月・12 月） 合計（基本給＋扶養手当の）4.5 ヶ月分		

労働時間等

就業時間	6：00～24：00の間の1日8時間（休憩時間 60 分） 1 週間当たり 40 時間の労働 ※1ヶ月単位の変形労働時間制		
休日等	9日～10日／月（2月のみ8日） 114日／年	有給休暇	入職後6カ月後に10日付与
時間外勤務	無 ☒ 有（8時間／月程度）	宿直の有無	無 ☒ 有
定年制度	無 ☒ 有（65歳）		

その他

加入保険等	雇用労災保険・健康保険・厚生年金・福祉医療機構退職金共済・横浜市社会福祉協議会年金共済				
職員寮の有無	無 有（毎月の利用料：¥21,000～¥30500）	※要空き状況確認			
マイカー通勤	不可 可（駐車場有 無料）	屋内受動喫煙対策	無 有（禁煙）		

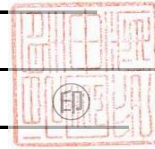
自己申告書

令和 4 年 4 月 1 日

私どもは、この求人申込みの時点において、ハローワークにおける求人不受理の対象に該当いたしません。

*ハローワークにおける求人不受理の対象とは、以下のチェックシートのチェック欄に1つでも該当する場合があります。

事業所名 聖母愛児園
事業所所在地 横浜市中区山手町68番地
代表者名 三嶋 充裕



☒ 対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません!』（LL291115首01）により確認し、理解しました。

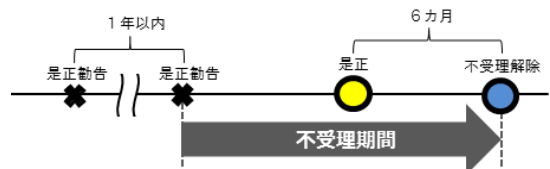
チェックシート

以下の求人不受理の対象に該当する場合は、チェック欄にレ点（「✓」）を記入してください。
なお、以下のうち1つでも該当する場合は、ハローワークにおける求人不受理の対象となります。

1. 労働基準法および最低賃金法関係

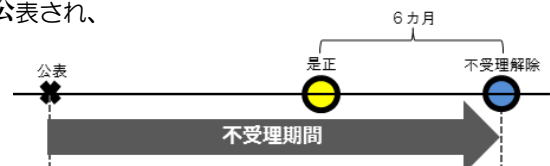
(1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。



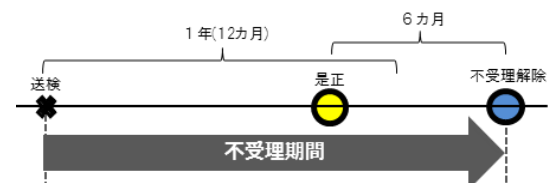
(2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。



(3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され

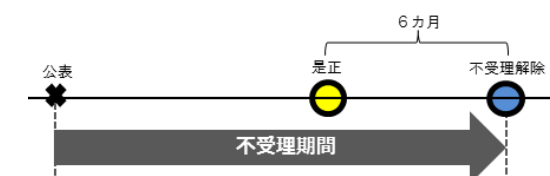
- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 送検後1年が経過していない。
☐ c 是正してから6カ月が経過していない。



2. 職業安定法、男女雇用機会均等法および育児・介護休業法関係

(1) 対象条項違反の是正を求める勧告又は改善命令に従わず、企業名が公表※され、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。



※職業安定法第48条の3第3項、男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。

3. 項目1および項目2共通

(1) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、

- ①労働基準監督署による是正勧告、
②需給調整事業課（室）による助言や指導、勧告、
③雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。

求人不受理の対象となる規定【具体的な対象条項】

1. 過重労働の制限などに対する規定

長時間労働や賃金不払い残業などに関する法違反は、若者の円滑なキャリア形成に支障をきたす恐れがあるため、以下の規定を対象としています。

- ・ 強制労働の禁止
(労働基準法第5条)
- ・ 賃金関係（最低賃金、割増賃金等）
(労働基準法第24条、第37条第1項及び第4項、最低賃金法第4条第1項)
- ・ 労働時間
(労働基準法第32条)
- ・ 休憩、休日、有給休暇
(労働基準法第34条、第35条第1項、第39条第1項、第2項、第5項及び第7項)

2. 仕事と育児等の両立等に関する規定

仕事と育児等の両立等を理由とした不適切な取扱いがなされる場合は、若者の継続就業が困難となることがあるため、以下の規定を対象としています。

- ・ 出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等
(男女雇用機会均等法第9条第1項、第2項及び第3項、第11条の2第1項)
- ・ 妊娠中、出産後の健康管理措置
(男女雇用機会均等法第12条、第13条第1項)
- ・ 育児休業、介護休業等の申出があった場合の義務、不利益取扱いの禁止等
(育児・介護休業法第6条第1項、第10条、第12条第1項、第16条、第16条の3第1項、第16条の4、第16条の6第1項、第16条の7、第16条の10、第18条の2、第20条の2、第23条の2、第25条、第52条の4第2項、第52条の5第2項)
- ・ 所定外労働等の制限
(育児・介護休業法第16条の8第1項、第16条の9第1項、第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項、第20条第1項、第23条第1項、第2項及び第3項、第26条)
- ・ 妊産婦の坑内業務の制限等
(労働基準法64条の2第1号、第64条の3第1項、第65条、第66条、第67条第2項)
- ・ 男女同一賃金の原則
(労働基準法第4条)
- ・ 性別を理由とする差別の禁止、セクハラ等
(男女雇用機会均等法第5条、第6条、第7条、第11条第1項)

3. その他、青少年に固有の事情を背景とする課題に関する規定

新卒採用においては、募集から採用・就業までの期間が長く、募集段階から労働条件に変更が生じやすいことから、就業前に労働条件を確認することが重要であるため、労働者の募集及び求人の申込み並びに労働契約締結時の労働条件の明示規定を対象としています。また、年少者に関する労働基準の規定も対象としています。

- ・ 労働条件の明示
(労働基準法第15条第1項及び第3項、職業安定法第5条の3第1項（労働者の募集を行う者に係る部分に限る。）、第2項及び第3項)
- ・ 年少者に関する労働基準
(労働基準法第56条第1項、第61条第1項、第62条第1項及び第2項、第63条)

※労働基準法の規定については、労働者派遣法第44条（第4項を除く。）の規定により適用する場合を含む。

※男女雇用機会均等法の規定については、労働者派遣法第47条の2の規定により適用する場合を含む。

※育児・介護休業法の規定については、労働者派遣法第47条の3の規定により適用する場合も含む。